

(環境省24-1)

施策名	目標1-1地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり				担当部局名	低炭素社会推進室 研究調査室 地球温暖化対策課	作成責任者名	低炭素社会推進室長 土居 健太郎 研究調査企画官 福島 健彦 地球温暖化対策課長 室石 泰弘		
施策の概要	地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図り、2050年に1990年比で温室効果ガス排出量80%削減を達成するとともに、社会経済構造の転換を促進しつつ、低炭素社会の構築を図る。また、気候変動予測、影響評価及び適応に関する知識の普及を通じ、地域及び国レベルにおいて、気候変動に柔軟に適応できる社会づくりを促進する。				政策体系上の位置付け	1. 地球温暖化対策の推進				
達成すべき目標	2050年に1990年比で温室効果ガス排出量80%削減を達成する。		目標設定の考え方・根拠		地球温暖化対策基本法案		政策評価実施予定時期	平成25年6月		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度			
1 温室効果ガス排出量(CO2換算トン)	12億6,100万	1,990年	2億1,180万	2050年	-	-	-	-	-	我が国は、温室効果ガスを2020年までに1990年比で25%、2050年に1990年比で80%削減することを国際公約し中長期目標として掲げているため。
2 世界全体での低炭素社会の構築推進	-	-	-	-	研究成果の国際科学雑誌での発表	成果のとりまとめと国内外向けの発信・アジアへの展開	IPCC第5次評価報告書への貢献・アジアへの展開	アジアへの展開	アジアへの展開	低炭素社会研究に係る国際ネットワークの活動成果を順次発信し、IPCC第5次評価報告書等に貢献する。また、アジアという世界でもっとも急速に成長している地域に焦点をあて、低炭素社会の構築を推進する。
3 気候変動影響評価、適応策の推進	-	-	-	-	「地球温暖化とその影響評価統合レポート」作成	国全体での適応計画策定への計画的取り組み	国全体での適応計画策定及び地方支援	国全体での適応策の実施及び地方支援	国全体での適応策の実施及び地方支援	気候変動の影響評価、適応策を推進する。平成24年度は気候変動の観測・予測及び影響評価をまとめた「地球温暖化とその影響評価統合レポート」を作成し、平成25年度以降はより詳細な温暖化の影響評価とその手法の策定に着手する。これらの知見をもとに平成26年度以降は国全体での適応計画を策定・実施するとともに、地方自治体の適応策実施を支援し、適応策の効果的な推進に努める。

達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額) (百万円)		24年度 当初 予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等
	22年度	23年度			
(1) 地球温暖化対策推進法 施行推進経費等 (※「達成手段の概要」参 照)	116 (57)	27	13	1	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府実行計画の実施状況及び地方公共団体の取組状況等についてを調査・集計・公表を行う。(H10年度～) ・地方公共団体実行計画の未策定団体を支援し、策定状況の改善を図るとともに、市町村別の温室効果ガス排出量の推計・公表を行うなど、きめ細かな支援を行う。(H21年度～) <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府実行計画 平成13年度を基準として、関係府省の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの平成22年度から平成24年度までの総排出量の平均を少なくとも8%削減 ・地方公共団体実行計画(事務・事業) 全地方公共団体において策定 ・地方公共団体実行計画(区域施策) 都道府県、政令指定都市、中核市、特例市において策定 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府実行計画 平成21年度における政府の事務及び事業に伴い排出された温室効果ガスの総排出量の推計は1,699,317t-CO2で平成13年度比15.0%削減 ・地方公共団体実行計画(事務・事業) 平成21年12月1日現在の策定状況は以下の通り。 都道府県:100% 政令市:94% 中核市:100% 特例市:95% ・地方公共団体実行計画(区域施策) 平成21年12月1日現在の策定状況は以下の通り。 都道府県:98% 政令市:94% 中核市:100% 特例市:95%

<p>(2) 温室効果ガス排出量・吸収量管理体制整備費 (※「達成手段の概要」参照)</p>	<p>292 (288)</p>	<p>287</p>	<p>335</p>	<p>1</p>	<p><達成手段の概要> ・温室効果ガス排出・吸収目録及び報告書の作成、品質管理、インベントリの審査(H14年度～) ・温室効果ガス排出量(速報値)の公表(H16年度～) ・温室効果ガス排出・吸収量情報管理システムの構築・運用(H19年度～) ・京都議定書目標達成計画の進捗状況評価(H20年度～) <達成手段の目標> — <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 目標達成に向けた国内対策のシナリオや、気候変動問題に関する国際戦略を描く上でも極めて重要な情報を提供する。</p>
<p>(3) 低炭素社会国際研究ネットワーク事業 (平成21年度)</p>	<p>118 (120)</p>	<p>93</p>	<p>89</p>	<p>2</p>	<p><達成手段の概要> 本事業では、低炭素社会国際研究ネットワーク(以下LCS-RNet)事務局の運営を行い、加盟研究機関が参加する年次会合の開催や、研究者と政策決定者・行政官による政策対話、研究成果を取りまとめた報告書の発行やインターネットによる情報発信、加盟国以外の途上国における能力開発を行う。また、アジアにおいて途上国をも含めた地域内研究協力の促進を行うため、LCS-RNetのアジア版である低炭素アジア研究ネットワーク(LoCARNet)の活動により、地域における低炭素社会の構築を推進する。 <達成手段の目標> 各国の研究者・行政官の能力開発のためのワークショップの開催、各種の政策提言・レポートの作成・公表、インターネットを通じた情報発信や、RIO+20、気候変動枠組条約COP18、ASEAN+3環境大臣会合等の国際会議のサイドイベント等での成果の発信により、各国の低炭素社会構築に向けた取組の基盤整備を支援する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ネットワークを強化し、各国との情報共有や低炭素社会に関する研究者同士の対話、研究者と政策決定者の対話を促進することで低炭素社会の構築が促進される。</p>
<p>(4) 中長期削減目標の達成のための対策技術に関する情報調査・算定業務等 (平成21年度)</p>	<p>203 (213)</p>	<p>91</p>	<p>0</p>	<p>1</p>	<p><達成手段の概要> 中長期削減目標の達成のための対策技術に関する情報調査・算定業務(平成23年度～) ①途中年(2030年・40年)の排出見通しの検討に必要な技術情報の調査 ②「2020～2040年度の低炭素技術の普及拡大の見通し」及び「その普及見通しに基づく排出削減量」の算定 <達成手段の目標> — <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 2020～2040年度の低炭素技術の普及拡大の見通し及びその低炭素技術の普及拡大見通しに基づく温室効果ガス排出削減量の算定を行い、長期削減目標達成へ向けた温室効果ガス削減量の定量的把握が可能となる。</p>

<p>(5) 気候変動影響評価・適応推進事業等 (平成16年度) 【関連:24-41】</p>	-	-	-	3	<p><達成手段の概要> ・気候変動影響評価及び適応策推進支援 我が国における温暖化の状況とその影響及び今後の予測について評価するとともに、関係府省の協力も得つつ、政府全体の総合的、計画的な適応に係る取組を取りまとめた「適応計画」を策定・実施し、また、地方自治体の適応計画の策定・実施を支援する。 ・アジア太平洋地域における気候変動への適応の推進を目的とした国際ネットワークである「アジア太平洋適応ネットワーク(APAN)」の活動をとおして、同地域における適応に係る情報・知識の共有を通じた途上国の支援を行い、日本の技術を途上国における適応に活用する。 ・IPCC報告書作成支援 各種IPCC報告書の執筆者会合や専門家会合、IPCC総会等へ我が国の専門家を派遣し、各分野における我が国の科学的知見をインプットする等、IPCCの各種報告書作成への貢献等を行う。</p> <p><達成手段の目標> ・気候変動影響評価の実施 ・国内のIPCC報告書執筆者、査読者の支援</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・国内の温暖化とその影響に関する最新の科学的知見を取りまとめた「地球温暖化とその影響評価統合レポート」及びその概要パンフレットを作成することにより、適応計画の策定の基盤となる科学的知見を行政機関等に提供するとともに、国民の気候変動の影響と適応策の重要性への理解が深まり、施策の推進が円滑となることが期待できる。 ・アジア太平洋の気候変動に脆弱な地域への気候変動の影響評価を行うとともに、フォーラムの開催やインターネット上での情報共有、また我が国の適応技術をアジア太平洋の途上国が利用するための情報共有のデータベースの構築・公表をとおして、地域の人材の能力開発や政策の立案・実施への支援を行う。 ・IPCC報告書は世界各国の国際、国内気候変動政策の基礎となる科学的知見を提供するものであり、我が国の研究者の知見をインプットし、その作成に貢献する必要がある。IPCC報告書の執筆に参加する科学者はボランティアベースの参加であるため、その活動を国として支援することで、我が国の知見のインプットが結果的に増すことが期待できる。</p>
<p>(6) 2050年再生可能エネルギー等分散型エネルギー普及可能性検証検討経費 (平成24年度)</p>	-	-	57	1	<p><達成手段の概要> 環境・防災・エネルギー安全保障を鼎立させる国内技術を活かした再生可能エネルギー等分散型エネルギーの戦略的な普及を推進し、長期的にどの程度まで野心的な導入が可能かについての定量的な検証を行う。その検証結果を踏まえ、再生可能エネルギーの野心的かつ実現可能な普及目標を設定する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 再生可能エネルギー等分散型エネルギーの野心的かつ実現可能で中期的な普及目標を設定することにより、再生可能エネルギー等分散型エネルギーの普及を強力に推進するとともに、設定の成果を踏まえ、2050年まで及びそれ年以降の長期的な温室効果ガス排出量目標の検討に活用することが期待できる。</p> <p><達成手段の目標> 2050年に再生可能エネルギーを基幹エネルギーとするシナリオの実現可能性の検証、再生可能エネルギー普及によるグリーン成長の道筋のとりまとめを行う。</p>

(環境省24-2)

<p>施策名</p>	<p>目標1-2国内における温室効果ガスの排出抑制</p>				<p>担当部局名</p>	<p>低炭素社会推進室 地球温暖化対策課 市場メカニズム室 フロン等対策推進室 国際連携課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>低炭素社会推進室長 土居 健太郎 地球温暖化対策課 室石 泰弘 市場メカニズム室長 上田 康治 フロン等対策推進室長 高澤 哲也 国際連携課長 塚本 直也</p>		
<p>施策の概要</p>	<p>2008年から2012年のエネルギー起源二酸化炭素の排出量を、1990年の水準から基準年総排出量比で+1.3~2.3の水準として、非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量を同じく基準年総排出量比で▲1.54%の水準にする。また、2008年から2012年の代替フロン等3ガスの排出量を1995年の水準から基準年総排出量比で▲1.6%の水準にする。</p>				<p>政策体系上の位置付け</p>	<p>1. 地球温暖化対策の推進</p>				
<p>達成すべき目標</p>	<p>2008年から2012年のエネルギー起源二酸化炭素の排出量を、1990年の水準から基準年総排出量比で+1.3~2.3の水準として、非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量を同じく基準年総排出量比で▲1.54%の水準にする。また、2008年から2012年の代替フロン等3ガスの排出量を1995年の水準から基準年総排出量比で▲1.6%の水準にする。</p>				<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>京都議定書目標達成計画</p>	<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>平成25年6月</p>		
<p>測定指標</p>	<p>基準値</p>	<p>基準年度</p>	<p>目標値</p>	<p>目標年度</p>	<p>年度ごとの目標値</p>					<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>
<p>1 エネルギー起源二酸化炭素の排出量(CO2換算トン)</p>	<p>10億5,900万</p>	<p>H2年度</p>	<p>(H20~H24平均)10億7,600万~10億8,900万</p>	<p>H24年度</p>	<p>24年度</p>	<p>25年度</p>	<p>26年度</p>	<p>27年度</p>	<p>28年度</p>	<p>京都議定書の目標達成計画(平成17年4月閣議決定策定、平成20年3月全部改訂)において、平成24年度までにエネルギー起源二酸化炭素の排出量(CO2換算トン)を(20~24平均)10億7,600万~10億8,900万トンとすることとされているため。</p>
<p>2 非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量(CO2換算トン)</p>	<p>1億5,100万</p>	<p>H2年度</p>	<p>1億3,200万</p>	<p>H24年度</p>	<p>24年度</p>	<p>25年度</p>	<p>26年度</p>	<p>27年度</p>	<p>28年度</p>	<p>京都議定書の目標達成計画(平成17年4月閣議決定策定、平成20年3月全部改訂)において、平成24年度までに非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量(CO2換算トン)エネルギー起源二酸化炭素の排出量(CO2換算トン)を1億3,200万トンとすることとされているため。</p>

3	代替フロン等3ガスの排出量(CO2換算トン)	5,120万	H7年度	3,100万	H24年度	-	-	-	-	-	京都議定書の目標達成計画(平成17年4月閣議決定策定、平成20年3月全部改訂)において、平成24年度までに代替フロン等3ガスの排出量(CO2換算トン)を3,100万トンとすることとされているため。
達成手段(開始年度)		補正後予算額(執行額) (百万円)		24年度 当初 予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等					
		22年度	23年度								
(1)	温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度基盤整備事業費等 (※「達成手段の概要」参照)	103 (74)	97	122	1, 2	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業者の報告義務履行の徹底を図るため、説明会・相談会を開催するとともに、「ヘルプデスク」を設置し排出量の報告等に関する相談を受け付け、事業者から報告された、排出量情報を集計し、分かりやすく公表する。また、対象事業者・非対象事業者における温室効果ガスの排出実態について調査・分析・検討を行うとともに、排出量の集計、公表等のプログラム等の管理を行う。(H17年度～) 京都議定書目標達成計画における主要施策として十分な役割を果たすべく、自主行動計画の現況を分析するとともに、検証・評価に関する将来の制度的枠組みについて検討を行う。(H11年度～) <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業者による報告義務履行を徹底させるとともに、排出量情報を迅速に集計・公表を行う。また、排出量の集計・公表・分析頭を通じて事業者の自主的取組を促進する。加えて、新制度で義務付けられている京都メカニズムクレジットや国内認証排出削減量を反映できる調整後温室効果ガス排出量の報告の計算方法等の周知徹底を図り、事業者によるクレジット等の取得を促す。 産業部門を中心とする各業種の削減目標達成を確実にし、我が国の京都議定書削減約束の達成に資する。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年度から、毎年、排出量の集計結果を公表し、開示請求への対応を実施。 経済産業省所管41業種のフォローアップを実施し、2010年度は41業種のうち31業種が目標を達成。うち5業種が目標の引き上げを実施。2011年度は41業種のうち29業種が目標を達成。うち1業種が目標の引き上げを実施。また環境省所管業種3業種のフォローアップを実施し、2010年度・2011年度とも3業種とも目標を達成。 					
(2)	再生可能エネルギー二酸化炭素削減効果検証費 (平成22年度)	25 (22)	23	11	1	<p><達成手段の概要></p> <p>再生可能エネルギー等について、原料調達、輸送、製造、処分等を含むライフサイクルを通じた温室効果ガス排出削減効果を把握・検証する手法を確立する。</p> <p><達成手段の目標></p> <p>バイオガス、地中熱利用、バイオマス発電、大気熱利用について、ライフサイクルを通じた温室効果ガス排出削減効果の検証手法を確立し、それらを踏まえて全ての再生可能エネルギー等に適用可能な、包括的な検証手法を確立する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <p>平成23年度は、バイオガス及び地中熱利用のLCAガイドライン案を作成したところであり、温室効果ガス排出削減効果の確実な把握と効果的・効率的な排出削減の実現に向けて進展している。</p>					

<p>(3) 住宅エコポイント (平成23年度)</p>	-	72,300	-	1	<p><達成手段の概要> 平成23年7月末に終了した住宅エコポイント(環境性能の高いエコ住宅の新築やエコリフォームに対し、多様な商品・サービスに交換可能なポイントを発行する制度)を再開し、エコ住宅の新築やエコリフォームを実施した場合に、被災地支援商品や省エネ・環境配慮製品等の多様な商品と交換できるポイントが発行される制度。エコリフォームに併せてバリアフリー改修工事、省エネ性能の優れた住宅設備、リフォーム瑕疵保険の加入、耐震改修を実施した場合にもポイントが加算。 <達成手段の目標> 省エネ基準を満たす住宅の新築や断熱等によるエコリフォームにより地球温暖化対策に資する住宅の省エネ化と住宅市場の活性化を推進しつつ、あわせて東日本大震災の被災地における復興支援を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく届出がなされた新築住宅における省エネ基準(H11基準)達成率については、平成23年12月に5割~6割に達するなど住宅の省エネ化に貢献している。</p>
<p>(4) J-VER制度を活用したCO2削減・復興支援・節電等緊急支援事業 (平成23年度)</p>	-	400	-	1	<p><達成手段の概要> 事業者のオフセット・クレジット(J-VER)認証、地球温暖化対策としてカーボン・オフセット認証の支援を通じて、クレジットの創出・売却を通じ民間資金の還流を、復興に向けた当該企業の投資インセンティブとすることで、こうした案件の支援を拡充する。 <達成手段の目標> 復興・節電に向けた企業の投資インセンティブとすることに加え、J-VERを活用したカーボン・オフセットの取組推進により、効率的な排出削減事業の実施を図るとともに、復興支援・地域支援に資するものとする。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> オフセット・クレジット(J-VER)については計30件の創出を目標とし、カーボン・オフセットについては計20件の認証支援を目標とすることで、二酸化炭素等の温室効果ガスの削減に寄与。</p>
<p>(5) 緊急CO2削減・節電ポテンシャル診断・対策提案事業 (平成23年度)</p>	-	398	-	1	<p><達成手段の概要> 希望する企業に対して診断機関・診断員を派遣し、単なる運用改善の助言にとどまらず、受診企業の実際の電力使用状況の計測・診断を行い、自ら特定することが困難な即効性と経済性の高い節電・CO2削減対策(ネガワット対策)を具体的に提案することにより、企業の投資を後押しする。 <達成手段の目標> ○被災地におけるCO2削減ポテンシャル診断を通じて事業者に対する経済性の高い対策やコストに関する情報を提供することで、事業者の自発的な投資が促進され、費用効率的に大規模なCO2削減と節電を実現する。 ○削減ポテンシャル分析を通じて、費用対効果の高い対策メニューの選定及び精査を行い、ウェブサイトやセミナー等により事業者へ広く効果的な対策メニューの普及啓発を行うことで中長期的な事業者のCO2削減対策を促進する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ○被災地の事業所に対し、産業・業務あわせて170件程度の診断事業を実施し、費用対効果の高い対策メニューの提案を行い、事業者におけるCO2削減及び節電を促進している。 ○診断から得られたデータをとりまとめ、セミナー(報告会)やウェブサイトを通じて被災地で診断を受けていない事業所や他の地域の事業所に対し、費用効率的な対策実施のための情報を提供している。</p>
<p>(6) 地域主導による再生可能エネルギー事業のための緊急検討事業 (平成23年度)</p>	-	400	-	1	<p><達成手段の概要> 再生可能エネルギーを東日本大震災の被災地(特定被災地方公共団体に限る。)に導入するに当たり必要となる、資源量、自然条件及び社会条件に関するデータを整備するための調査、関係者との調整、事業計画の策定等を支援する。 <達成手段の目標> 再生可能エネルギー導入のための事業計画を策定する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与内容> 岩手県、宮城県及び福島県で実施する8件を採択しており、太陽光発電、風力発電及び地熱発電(温泉発電)の事業化が見込まれる。</p>

<p>(7) 節電・電源セキュリティ向上緊急事業 (病院等へのコージェネレーションシステム緊急整備事業) (平成23年度)</p>	-	525	-	1	<p><達成手段の概要> ガスコージェネレーションシステムを医療施設又は福祉関係施設に導入する民間団体に対して、設備設置費用の一部を補助する。 <達成手段の目標> 医療施設又は福祉関係施設への、都市ガス又はLPGガスを使用したガスコージェネレーションシステムの導入を支援し、電力供給の安定化を図り、災害時における人命にかかる事態を回避する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地球環境問題としての温室効果ガス排出、地域環境問題としての大気汚染物質排出の双方を同時に削減する。</p>
<p>(8) 小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業 (平成15年度)</p>	300 (301)	500	300	1	<p><達成手段の概要> 小規模な地方公共団体が所有する業務用施設に、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定した実行計画に従い、二酸化炭素排出量削減を実現するため、再生可能エネルギー・省エネルギー技術を率先的に導入する取組に対して、設備費等の必要な費用の一部を補助する。(補助率:1/2) <達成手段の目標> ・小規模地方公共団体における低炭素技術の促進導入 ・業務部門におけるCO2排出量の削減 ・地域の民間事業者、家庭への低炭素技術導入の波及 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 低炭素対策技術を率先して導入する小規模地方公共団体の事業を支援することで、低炭素対策技術の普及に関する地域格差の解消を図ると共に、模範的な先行事例を民間事業者や国民に示すことにより民生部門での温暖化対策の導入促進に貢献する。</p>
<p>(9) 省エネ自然冷媒冷凍等装置導入促進事業 (平成20年度) 【関連:24-5】</p>	160 (126)	333	250	1, 3	-
<p>(10) 低炭素社会づくり推進事業等 (平成21年度)</p>	1,019 (967)	844	681	1	<p><達成手段の概要> 特にCO2排出量増加が著しい業務部門、民生部門におけるCO2排出量削減のために「チャレンジ25キャンペーン」を展開している。具体的には、「6つのチャレンジ」、「クールビズ」、「ライトダウン」等の働きかけを個人や企業・団体等を対象に実施し、加えて、音楽、映画、スポーツ、ファッション等の連携やメディアの活用による働きかけにより、CO2削減に対する国民的機運を醸成する。 <達成手段の目標> 23年度末までに、「チャレンジ25キャンペーン」の個人チャレンジャー80万人、企業・団体チャレンジャー8千社を獲得し、国民参加型の施策を実施していく。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 音楽、映画、スポーツ、ファッション等の連携や地域メディアとNPOとの連携等、あらゆる分野から地球温暖化防止を呼びかけていく。とりわけ、エネルギーの需要側である国民、企業、団体等に、日々の行動によるエネルギー起源のCO2排出量やソーラーパネル、コージェネレーション設備等の省CO2施設・機器の設置促進のための情報提供等、ソフト面から分かりやすく呼びかけることにより、省エネ行動の意義を一層認知していただき、既存のハード事業と相まって、国内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需要構造の構築に貢献する。</p>

<p>(11) 国内排出量取引推進事業等 (※「達成手段の概要」参照)</p>	<p>2,234 (1,954)</p>	<p>2,155</p>	<p>796</p>	<p>1</p>	<p><達成手段の概要> ・国内排出量取引推進事業(H17年度～) 「地球温暖化対策の主要3施策について」(平成22年12月28日 地球温暖化問題に関する閣僚委員会)を踏まえ、国内排出量取引制度について、産業への負担等を見極め、慎重に検討を進める。 自主参加型国内排出量取引制度(JVETS)の運用等を行うとともに、海外制度の情報収集・分析等を行う。JVETSは、補助金を活用し、キャップ&トレード方式による自主参加型の国内排出量取引制度を実施するもの。 <達成手段の目標> ○国内排出量取引制度がもたらす我が国産業・雇用への影響等に必要な調査・検討の実施 ○事業者への支援を通じた、必要なデータの収集・整理 ○JVETSの実施による費用効率的な排出削減の実現 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ○「地球温暖化対策の主要3施策について」において示された、産業への負担及びこれに伴う雇用への影響、海外における排出量取引制度の動向とその効果、国内において先行する主な地球温暖化対策の運用評価等の見極めに資する。 ○JVETSでは、平成17年度(第1期事業)から平成23年度(第7期事業)において参加者を公募し、費用対効果の優劣の観点から審査した上で、平成23年度までに合計のべ384社が参加している。第6期までの各期における年間排出削減予測削減量の合計は約125万t-CO2となり、導入設備の法定耐用年数分の合計削減量は約1,666万t-CO2に達する。 ○国内排出量取引制度の運用に必要な電子システムについては、これまでJVETS等の運営を通じ、ベースとなる電子システムの構築・運用により蓄積を図ってきた経験・知見を活かす。</p>
<p>(12) 地域で活動するNPO等支援・連携促進事業費 (平成15年度)</p>	<p>638 (581)</p>	<p>480</p>	<p>477</p>	<p>1</p>	<p><達成手段の概要> 別紙1-2-1参照 <達成手段の目標> 地球温暖化防止活動を行っているNPOの活動支援を行うとともに、NPOのほか地域での様々な活動主体との連携を促すことにより、民生・業務部門における温室効果ガスの有効な削減に資する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・家庭や地域における節電事業や、企業の省エネ診断事業、リターフォール(落ち葉)のペレット化によるバイオマス事業等の事業を実施。</p>
<p>(13) 温室効果ガス排出抑制等指針策定事業 (平成20年度)</p>	<p>175 (176)</p>	<p>98</p>	<p>93</p>	<p>2</p>	<p><達成手段の概要> 平成20年6月に改正された地球温暖化対策法では、事業者が、温室効果ガスの排出抑制に資する設備の選択・使用や、日常生活において利用される製品やサービスの提供に関し、温室効果ガスの排出抑制に資するための対策等を行うために講ずべき措置に関して排出抑制等指針(以下「指針」という)を主務大臣が公表することとしている。 本指針により、事業者が講ずべき対策に対策に対する水準の設定及び事業者に対する助言等を行うことで、様々な部門における排出抑制等を推進する。 <達成手段の目標> 温室効果ガス排出抑制等指針を定めた部門について、同部門内の対策メニューの拡充やエネルギー消費実態等による細分化した指針の拡充を行う。また、その他の部門においても指針を策定し、一層の普及を行う。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 平成23年度までに業務部門及び家庭部門、廃棄物部門における温室効果ガスの排出抑制等に関する具体的な対策を示した排出抑制等指針を公表した。また、排出抑制等指針のパンフレットやホームページ、廃棄物部門のマニュアル等により、同指針の普及を図った。また、平成24年度においては、産業部門(鉄鋼、セメント等)における指針の策定について検討を行う。</p>

<p>(14) カーボン・オフセット及びオフセットクレジット(J-VER)制度の推進事業 (※「達成手段の概要」参照)</p>	<p>189 (62)</p>	<p>1,402</p>	<p>911</p>	<p>1、2</p>	<p><達成手段の概要> ・オフセット・クレジット(J-VER)の創出支援を行う。 ・カーボン・オフセットの認証取得支援を行う。 <達成手段の目標> 「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」に基づき、J-VERを活用した信頼性の高いカーボン・オフセットの取組を促進し、国内の中小企業や農林分野の温室効果ガス削減を通じた京都議定書及び我が国の中期目標の達成に貢献するとともに、カーボン・オフセットを行う民間資金の還流を通じ、地域活性化や雇用の創出に寄与する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ○カーボン・オフセットについては平成24年1月末で約1,100件の取組事例があり、着実に取組が広がっている。 ○オフセット・クレジット(J-VER)制度においては、平成24年1月末の段階で186件のプロジェクトが登録されており、うち112件のプロジェクトについて、J-VERの認証が行われている。累計認証量は104,660t-CO2となっている。 ○制度の方法論も新規方法論の策定が進み、平成24年1月末の段階で34件の方法論が用意されている。</p>
<p>(15) バイオ燃料導入加速化事業 (平成19年度)</p>	<p>2,956 (2,189)</p>	<p>2,355</p>	<p>981</p>	<p>1</p>	<p><達成手段の概要> バイオ燃料の導入加速化に向けて、バイオエタノール直接混合ガソリン導入について実証事業から民間事業への移行を図るため、沖縄県において、県内で精製された基材ガソリンと主に県内産さとうきびの糖蜜を原料としたバイオエタノールを混合してE3を製造・供給し、県内のガソリンの相当割合をE3化する。また、品質管理上自主的に取り組んでいる様々な事項への適合を確認しつつ、費用対効果ができるだけ高い方法を柔軟に検討する。 <達成手段の目標> ・バイオ燃料導入量の拡大 ・石油元売企業の直接混合方式への参画 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 平成23年度まで、エコ燃料実用化地域システム実証事業として、大規模都市圏である近畿圏及び首都圏並びに離島である宮古島においてE3(バイオエタノール3%直接混合ガソリン)の製造・供給の実証を実施し、適正な品質管理が可能であることを確認するとともに、供給安定性、社会受容性、経済性等についての検証を行った。また、平成23年度からは、実証事業から民間事業への移行を図るため、沖縄県において本格普及事業を開始しており、平成23年度は県内20SS(ガソリンスタンド)において供給を行っている。</p>

<p>(16) 地球温暖化対策技術開発・実証研究事業(競争的資金) (平成16年度)</p>	<p>5,022 (4,148)</p>	<p>6,200</p>	<p>6,720</p>	<p>1</p>	<p><達成手段の概要> エネルギー起源二酸化炭素の排出削減に寄与する技術について、優良技術を社会に組み込むための実証研究や、再生可能エネルギーの導入による自然環境及び生活環境への悪影響を克服する技術開発等について広く公募し、有識者から成る技術評価委員会により、優れた技術開発の提案であり、確実な実施体制を有すると判断された民間企業や公的研究機関等に対して委託・補助(補助率上限1/2)を行い、実施する。 <達成手段の目標> 1 民間企業や公的研究機関等が実施する優れた技術開発・実証研究に委託又は補助を行う。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 平成16年度に38件、17年度に33件、18年度には33件、19年度には36件、20年度には40件、21年度には34件、平成22年度には54件、平成23年度には21件の技術開発等を採用・実施。これまでに市販電気自動車に搭載するリチウムイオン電池、白色LEDを用いた高効率照明、シリコン使用量を大幅に低減した太陽電池の開発や住宅断熱性能向上のための薄型真空型断熱材開発等の成果を挙げており、エネルギー起源二酸化炭素の排出削減に貢献している。</p>
<p>(17) 温泉エネルギー活用加速化事業 (平成22年度)</p>	<p>50 (30)</p>	<p>450</p>	<p>370</p>	<p>1</p>	<p><達成手段の概要> 以下の事業を行う事業者に対して補助を行う。 ① 温泉発電設備(売電しないものに限る)の設置 ② ヒートポンプ等による温泉熱の熱利用 ③ 温泉付随ガスの熱利用 ④ 温泉付随ガスのコージェネレーション 補助率は、①、③、④は事業費の1/2、②は事業費の1/3とし、補助対象者は、民間団体等とする。また、対象は既存の温泉又は自然湧出温泉とする。 <達成手段の目標> 温泉発電、温泉熱・温泉付随ガス利用事業の初期コストの低減による自立的普及及び地域特性に応じた再生可能エネルギー利用の推進。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 上記①～④の施設の導入を支援することにより、これらの施設の普及拡大を促進する。</p>
<p>(18) 民生部門排出抑制促進事業 (平成22年度)</p>	<p>201 (100)</p>	<p>159</p>	<p>77</p>	<p>2</p>	<p><達成手段の概要> CO2削減に向け、国や各自治体の環境施策の講演、著名人・有識者(科学者等)のパネルディスカッション、地域における先進的な環境技術の紹介、25%削減に向けた先進的な取組、削減を達成した社会像を具体的に見て、体験が出来るフォーラムを開催。各フォーラムごとに1つの核となるテーマを設け、地域においてニュース化を図るとともに、全国で開催されるフォーラムの総合的な情報や各地域の温暖化防止の取組を国民に分かりやすい形で集約し、啓発冊子の作成、電子媒体のコンテンツ活用等をおとして、国民一般に広く情報提供を図ることで、参加者以外にも幅広くCO2削減への理解・賛同及び実践を訴求していく。 <達成手段の目標> 上記施策を展開することにより、地域における低炭素社会に向けた 先進的取組の掘り起こし、地域内での連携活性化等を通じたワーク スタイル・ライフスタイルの変革を促進する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 東京・大阪・名古屋などの大都市圏を中心に、全国7カ所程度でフォーラムを開催し、地域ごとの特色を活かした温暖化防止の施策や最新の環境技術について、各自治体と連携しPR活動を実施することで、全国各地でのCO2削減への機運の醸成を図る。</p>

<p>(19) サプライチェーンにおける排出削減量の見える化推進事業 (平成22年度)</p>	<p>29 (27)</p>	<p>449</p>	<p>122</p>	<p>1、2</p>	<p><達成手段の概要> 別紙1-2-2参照 <達成手段の目標> サプライチェーン全体での温室効果ガス排出削減量の可視化を図り、温室効果ガスの排出削減に貢献した企業が市場で適切に評価される仕組み作りにより、サプライチェーンにおける温室効果ガス排出量を削減する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 平成23年度はサプライチェーンにおける温室効果ガス排出量の算定方法をまとめたガイドラインや小売・セメント等の業種における固有の事情を踏まえた業種別解説の策定を行うとともに、算定に必要な排出原単位に関する整理も行った。今後、これらのガイドライン等を活用して、事業者のサプライチェーン排出量の把握・管理や情報開示が進み、事業者におけるサプライチェーン全体での効率的な削減対策に貢献できる。</p>
<p>(20) 国際再生可能エネルギー機関分担金 (平成22年度)</p>	<p>49 (0)</p>	<p>73</p>	<p>46</p>	<p>1</p>	<p><達成手段の概要> 再生可能エネルギーの開発とグローバルな普及促進を目的とする国際機関であるIRENAの活動に対して分担金を拠出する。 <達成手段の目標> 環境保全、気候保護、経済成長、持続可能な開発、エネルギーの安定供給等を図りつつ再生可能エネルギー(太陽光、風力、バイオ、地熱、水力及び海洋エネルギー)の導入と持続可能な利用を促進する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国際機関の活動・成果に対し、寄与の内容を設定することは困難。</p>
<p>(21) 家庭エコ診断推進基盤整備事業 (平成23年度)</p>	<p>-</p>	<p>300</p>	<p>257</p>	<p>1、2</p>	<p><達成手段の概要> 各家庭のCO2排出状況やライフスタイルに応じた省エネ・省CO2対策について、きめ細やかなアドバイスを行う「環境コンシェルジュ制度」の創設に向けた基盤整備を行う。家庭向けの診断ツールを用いた診断事業が地方公共団体や民間企業等において適切に実施できるようにするため、気候や居住形態、また実施者の事業形態に応じて、家庭のCO2排出実態を把握しつつ、診断の効果や信頼性のある診断手法等を検証し、資格制度や人材育成方法等の検討を行う。 <達成手段の目標> 温室効果ガス削減に向けた、家庭部門の地球温暖化対策を促進する家庭のエコ診断推進のための基盤整備 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・家庭エコ診断ツールの開発、診断の効果検証、普及に向けた制度等の検討を行うことで、家庭部門の温室効果ガス排出量削減の推進のための「環境コンシェルジュ制度」の創設を目指す。</p>

<p>(22) 洋上風力発電実証事業 (特別会計) (平成23年度)</p>	-	582	3,048	1	<p><達成手段の概要> 浮体式洋上風力発電については、世界的にもノルウェーにおいて2.3MW実証機を用いた実証運転がなされているのみである。そこで本事業では、以下の年次計画によって実証事業を実施し、平成28年度の実用化に向けて必要な知見を得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価・環境調査(平成23年度～平成27年度) ・試験機及び実証機の詳細設計・建造(平成23年度～平成24年度) ・試験機及び実証機の実海域設置・運転(平成24年度～平成27年度) ・事業性等の評価(平成27年度) <p><達成手段の目標> 平成25年度に我が国初となる浮体式洋上風力発電実証機(2MW)の設置・運転を開始する。また、これに先立ち、平成24年度には100kW風車を搭載した小規模試験機を設置・運転する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 平成23年度には、実証事業実施海域(長崎県五島市杵島沖)において、環境影響評価方法書に基づき、気象・海象・環境影響調査を実施するとともに、調査結果に基づき生物以外の項目について予測・評価を行った。また、平成24年度に設置する100kW風車を搭載した小規模試験機の建造を行うとともに、平成25年度に設置する実証機の詳細設計等を行っており、エネルギー起源二酸化炭素の排出削減に資する浮体式洋上風力発電の実用化に向けて進展している。</p>
<p>(23) 地域主導による再生可能エネルギー事業のための緊急検討事業 (平成23年度)</p>	-	87	413	1	<p><達成手段の概要> 地域主導による再生可能エネルギー事業のため、必要とされる情報整備、協議会の設立・運営、具体的な事業計画策定等の業務を実施し、地域の実情に応じた再生可能エネルギー導入に向けた支援を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 情報整備業務 ② 地域協議会設置、運営支援業務(地域主導型再生可能エネルギー事業化検討業務) ③ コーディネーター等育成業務(再生可能エネルギー地域推進体制構築支援事業) ④ 再生可能エネルギー事業計画策定支援業務 <p><達成手段の目標> 再生可能エネルギーの開発・事業化の可能性のある地域に関する情報を住民、事業者等が容易に入手できる環境の整備を行う。また、地域の住民等が参画した協議会活動や活動の核となるコーディネータ等の育成を通じた、地域主導型の再生可能エネルギーの導入を目指し、再生可能エネルギー導入のための事業計画を策定する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地域主導による再生可能エネルギー事業のため、必要とされる情報整備、協議会の設立・運営、具体的な事業計画等のこれら業務を実施し、地域の実情に応じた再生可能エネルギーの導入を支援する。</p>

(24)	廃棄物エネルギー導入・ 低炭素化促進事業 (平成15年度) 【関連:24-17】	1,300 (765)	789	775	1	-
(25)	環境配慮型経営促進事業 に係る利子補給事業 (平成19年度) 【関連:24-35】	350 (301)	1,000	800	1	-
(26)	低炭素地域づくり面的対 策推進事業 (平成20年度) 【関連:24-36】	630 (653)	100	-	1	-
(27)	風力発電等導入等に係る 環境影響評価促進モデル 事業 (平成22年度) 【関連:24-40】	40 (39)	136	834	1	<p><達成手段の概要></p> <p>①風力発電等における環境影響評価手続に先行的に取り組む事業者による配慮書に記載する事項の検討等を行うモデル事業を実施する。</p> <p>②風力発電等における環境基礎情報の整備・提供等を実施する。</p> <p><達成手段の目標></p> <p>①については、モデル的に実施した環境アセスメントの内容を活用し、平成25年度以降のアセス審査手続を円滑に行うことにより、風力発電等の導入促進に資する。</p> <p>②については、風力発電等の立地ポテンシャルや貴重な動植物の生息・生育の有無等を勘案して選定した情報整備モデル地区において動植物・生態系等の環境基礎情報を収集・整理して、これらの情報についてデータベースを整備し、広く提供等を行うことにより、風力発電等の環境影響評価の効率化等に資する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <p>火力発電が風力発電等に置き換わることから、発電に伴う二酸化炭素排出量削減に寄与する。</p>
(28)	再生可能エネルギー導入 等に係る環境影響評価促 進モデル事業 (平成22年度)	40 (39)	136	834	1	-
(29)	家庭・事業者向けエコリー ス促進事業 (平成23年度) 【関連:24-35】	-	2,000	1,800	1	-
(30)	チャレンジ25地域づくり事 業 (平成23年度) 【関連:24-36】	-	3,000 (1,845)	2,700	1	-

(31)	低炭素化に向けた事業者 連携型モデル事業 (平成23年度) 【関連:24-36】	-	1800 (52)	300	1	-
(32)	先進的次世代車普及促進 事業 (平成15年度) 【関連:24-8】	145 (89)	25	10	1	-
(33)	特殊自動車における低炭 素化促進事業 (平成23年度) 【関連:24-8】	-	150	130	1	-
(34)	海底下CCS実施のため の海洋調査事業 (平成23年度) 【関連:24-10】	-	270	270	1	-
(35)	自然環境に配慮した再生 可能エネルギー推進事業 (平成22年度)	20 (20)	67	86	1	-
(36)	HEMS利用によるCO2削 減試行事業 (平成24年度)	-	-	94	1	<p><達成手段の概要> HEMSによるCO2排出量の「見える化」を通じ、家庭でのCO2削減行動を促すとともに、HEMS設置家庭から収集される大量のデータを価値化・活用することによって、継続的なCO2削減行動によるインセンティブを設ける自律的な資金メカニズムモデルの構築を目指す。</p> <p><達成手段の目標> 1 「見える化」及びエネルギー使用状況に応じた削減アドバイスや他世帯との比較、リアルタイムの効果的な情報提供等によるCO2削減効果の向上</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地域や機器構成等のバランスを考慮して、全国のHEMS設置世帯からの集積データを蓄積するサーバーを構築するとともに、本事業を通じHEMSや見える化機器の市場創出による価格低下と機能改善を目指す。</p>

<p>(37) エコ賃貸住宅CO2削減実証事業(国土交通省連携事業) (平成24年度)</p>	-	-	100	1	<p><達成手段の概要> 賃貸住宅は住宅ストックの約4割を占めているが、低炭素化への躯体や設備の投資は賃貸料金の引き上げに繋がることから、価格低減のために住宅性能が犠牲になる傾向にあった。そこで、賃貸住宅の住宅性能の実測と推計から、標準の光熱費に相当する値を推計し、賃貸住宅の比較の際に低炭素化の効果を明示し、賃貸住宅選択の条件の一つとして提示できるようにすることで、環境価値の内部化を進め、環境性能の高い賃貸住宅の入居率向上による普及を図る。</p> <p><達成手段の目標> 住宅性能の高い賃貸住宅の空室率を低下させ、不動産価値への環境価値の反映を促進する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 住宅性能のレベルごとの賃貸住宅における断熱性能等の実測や、居住者のエネルギー消費量から、構造や断熱性能等の違いによる目安の光熱費を推計するとともに、高性能の賃貸住宅に対する消費動向に関する調査・実証等を行い、高性能な賃貸住宅の普及を目指す。</p>
<p>(38) 次世代スマートメーターによる需要側対策促進事業(らくらくCO2削減・節電事業) (平成24年度)</p>	-	-	53	1	<p><達成手段の概要> CO2削減・節電が困難な民生部門において、照明や家電、空調等をユーザーにとって快適に省エネ制御するため、個別機器の管理・遠隔制御が可能な次世代型のスマートメーターを用いた、自動制御システムの開発・実証をするとともに、ユーザーの受容性やインセンティブの効果等を検証する。</p> <p><達成手段の目標> 家庭部門において、負担の少ない需要側の省エネの取組を推進し、より効果的なエネルギー制御方策を確立する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 家庭に対して、次世代型のスマートメーターによるアシスト型の自動制御システムの構築及び実証を行うとともに、家庭の受容性に関する調査を行い、継続的な省エネを実施するための制御の要件、及び効果的なインセンティブ施策の検討を行う。</p>
<p>(39) 節電・CO2削減のための構造分析・実践促進モデル事業 (平成24年度)</p>	-	-	83	1	<p><達成手段の概要> 震災以降に取り組みられた節電の構造を明らかにし、分析するとともに、節電の取組事例やその効果などの基礎情報を整理、公開することで、CO2削減に資する節電の取組を促進する。</p> <p><達成手段の目標> 節電に係るデータを収集・整理することにより、震災以降の節電の構造を把握し、基礎情報として公開することで、CO2削減に資する当面の電力需給ひっ迫への主体的な取組を促進するとともに、中長期的に節電・CO2削減取組を定着させ、CO2の大幅削減を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 節電及びCO2削減に向けた取組を定着させることにより、現在1990年比で、温室効果ガス排出量が3割程度増加している家庭部門・業務部門において、中長期的にCO2の大幅削減を達成する。</p>
<p>(40) 地域における市場メカニズムを活用した低炭素化推進事業 (平成24年度)</p>	-	-	188	1	<p><達成手段の概要> 市場メカニズムを活用し、温室効果ガス削減効果に応じて経済的インセンティブを付与するといった取組を地域ぐるみで行うものについて、実施体制の構築・効果検証等を支援し、各地に普及できるよう取組手法の確立を図る。</p> <p><達成手段の目標> 先行事例を基に課題・成果を共有・整理し、他地域でも活用可能な取組手法・評価手法の確立を図ることにより、取組の全国展開を目指す。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 市場メカニズムを活用して効率的に地域におけるCO2削減を促す。</p>

<p>(41) 病院等へのコージェネレーションシステム緊急整備事業(厚生労働省連携事業) (平成24年度)</p>	-	-	1,000	1	<p><達成手段の概要> ガスコージェネレーションシステムを医療施設又は福祉関係施設に導入する民間団体に対して、設備設置費用の一部を補助する。 <達成手段の目標> 医療施設又は福祉関係施設への、都市ガス又はLPGガスを使用したガスコージェネレーションシステムの導入を支援し、電力供給の安定化を図り、災害時における人命にかかる事態を回避する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地球環境問題としての温室効果ガス排出、地域環境問題としての大気汚染物質排出の双方を同時に削減する。</p>
<p>(42) 地域調和型エネルギーシステム推進事業(農林水産省連携事業) (平成24年度)</p>	-	-	130	1	<p><達成手段の概要> 地域ごとの特性を生かした再生可能エネルギーの導入に当たって、課題及びその克服方法を明らかにし、安定的な自立・分散型のエネルギー供給システムの構築することにより、農山漁村地域における災害にも強いエネルギー供給システムを確立する。 <達成手段の目標> 農林水産省と連携して、農山漁村地域における再生可能エネルギーの導入を促進するため、候補地の選定(5カ所程度)、集落の合意形成に向けた取組の支援、発電施設等の調査設計、運営コストの試算を実施。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 農山漁村地域における再生可能エネルギーを活用した自立・分散型のエネルギー供給システムを構築する。</p>
<p>(43) 先進対策の効率的実施による業務CO2排出量大幅削減事業 (平成24年度)</p>	-	-	1,000	1	<p><達成手段の概要> 先進対策の効率的実施による業務CO2排出量大幅削減事業(ASSET事業)は、CO2排出量の増加が著しい業務用ビル等において、先進的な設備導入と運用改善を促進するとともに、市場メカニズム(排出量取引)を活用することにより、CO2排出量の大幅削減を効率的に図るものである。ASSET事業は、以下の3つをセットにすることにより、費用効率的かつ確実な削減を実現するという特長を有する。 ①先進的温室効果ガス排出抑制設備を含めた設備導入に対する補助 ②参加事業者による削減約束量当たりの補助額の小さい費用対効果の高い事業から採択(リバースオークション) ③削減約束量を超過達成した場合には排出枠を他参加者等に売却することもできる。一方、達成できない場合には超過排出分の排出枠を購入して目標を遵守する <達成手段の目標> ・リバースオークションを活用した費用対効果と効率性の高い先進削減対策の導入と 排出枠の付与を活用した運用改善による総量削減 ・得られた削減に関するデータは、削減ポテンシャル把握と情報提供に活用。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・ASSET事業では、平成24年度において参加者を公募し、費用対効果の優劣の観点から審査した上で、予算額の範囲で事業社採択を行われ、先進技術の導入、参加事業社の運用改善による排出量削減が見込まれる。</p>

(44)	再生可能エネルギー出力安定化のための蓄電池導入促進事業 (平成24年度)	-	-	1,035	1	<p><達成手段の概要> (1)再生可能エネルギー出力安定化のための蓄電池導入補助事業(補助率上限1/2) 出力が不安定な大規模再生可能エネルギー発電施設(太陽光発電及び風力発電を想定)に個別に蓄電池を設置するのではなく、複数の発電施設を一体的に管理するために系統側等に蓄電池を設置する事業に対して補助を実施する。 (2)蓄電池による再生可能エネルギー出力安定化効果検証業務 (1)の蓄電池の設置に当たり、効果的な設置方法の検討及び設置後の出力安定化効果の検証を行う。</p> <p><達成手段の目標> 再生可能エネルギーの出力安定化による導入の拡大及び系統側・供給側への蓄電池の設置の促進。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 再生可能エネルギーの出力安定化・平準化のための大規模蓄電池の導入を支援することにより、再生可能エネルギーの系統への接続可能量が増加することから、再生可能エネルギーの導入拡大に貢献する。</p>	-
(45)	自然共生型地熱開発のための掘削補助事業 (平成24年度)	-	-	250	1	<p><達成手段の概要> 自然共生型地熱開発のための井戸の掘削事業(国立公園特別地域外から特別区域内の地下に向けて補充井を掘削すること等を想定)に対して補助を実施する。</p> <p><達成手段の目標> 景観や温泉等の自然環境に配慮した地熱発電の挿入を促進する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地熱資源量が世界第3位である我が国の地熱資源の活用を進めることがエネルギー起源二酸化炭素の排出削減として有効であり、自然共生型地熱開発を促進することによって、地熱発電の導入拡大が見込まれる。</p>	-
(46)	物流の低炭素化促進事業 (国土交通省連携事業) (平成24年度)	-	-	169	1	-	-
(47)	マイカー規制による低炭素化促進事業 (平成24年度)	-	-	45	1	-	-
(48)	地域の再生可能エネルギー等を活用した自立分散型地域づくりモデル事業 (平成24年度) 【関連:24-36】	-	-	1,000	1	-	-
(49)	再生可能エネルギー等導入推進基金事業(グリーンニューディール基金) (平成24年度) 【関連:24-36】	-	-	12,100	1	-	-

<p>(50) 災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業(国土交通省連携事業) (平成24年度) 【関連:24-36】</p>	-	-	1,400	1	-
<p>(51) 東日本大震災復興に係る自然冷媒冷凍等装置導入緊急支援 (平成24年度)</p>	-	-	300	3	<p><達成手段の概要> 東日本大震災の被災地域の復興に関連して冷凍等装置の整備・改修等を行う場合の、自然冷媒冷凍等装置の導入を集中的に支援(装置導入費用の1/3を補助。上限5,000万円。)する。</p> <p><達成手段の目標> フロン類冷媒と比べて格段に環境負荷の少ないアンモニア等の自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調装置の導入を促進する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 被災地域の産業の早期回復を支援するとともに、フロン類冷媒の漏洩等による温室効果ガス排出を抜本的に改善し、地球温暖化防止を促進させる。</p>

(別紙1-2-1)

【事前分析表】目標1-2国内における温室効果ガスの排出抑制

(12)「地域で活動するNPO等支援・連携促進事業費」における達成手段の概要

① 地域活動支援・連携促進事業補助

温室効果ガスの2020年25%削減目標の達成に向け、既に地球温暖化防止に関する様々な取組を行っている地域のNPOのアイデアを最大限活かし、草の根のCO2削減事業の一層の推進を支援する。

具体的には、地域のNPOが、事業実施主体となるコンソーシアム(*)を地域地球温暖化防止活動推進センター・地球温暖化防止活動推進員・学校・企業等と連携して構築し、温室効果ガスの排出削減効果がより明確で、かつ、地域の特色を活かした取組を実施する場合にこれを支援する。(*コンソーシアムとは、共同体、共同事業体のこと。特定の目的のために複数の企業等が集まって形成される。(Buzz wordsより))

事業の実施に当たっては温室効果ガス削減への寄与がより高い事業となるよう外部有識者の評価を踏まえることや、必ず複数のNPO(法に基づく特定非営利活動法人に限らず、法人格を持たない団体を含む)がコンソーシアムの構成員となることなどを補助の条件とする。

なお、補助事業の進行管理・会計事務についての責任の一切を負う幹事団体を設定する必要があるが、当該幹事団体については、法人格を有するとともに、都道府県知事等が団体の運営に関して温暖化対策推進法に基づき報告聴取を行うこととされている地域地球温暖化防止活動推進センターが担うものとする。

② コンソーシアム事業支援

全国地球温暖化防止活動推進センターを上記コンソーシアム事業の統括的サポート機関として位置付け、有識者を交えての効果測定手法の検討やコンソーシアムへの提示、事業のテーマに則した専門家の派遣や全国センターによる直接支援、インターネット等を活用したコンソーシアム事業の広報や一般への情報提供、各コンソーシアム事業の実施効果の評価や今後の展開に向けた提案・指導を実施する。

(別紙1-2-2)

【事前分析表】目標1-2国内における温室効果ガスの排出抑制

(19)「サプライチェーンにおける排出削減量の見える化推進事業」における達成手段の概要

① サプライチェーン排出量の削減手法評価事業

企業のサプライチェーンを通じた温室効果ガスの排出量（原材料等の直接供給者、設備の製造、輸送・配送（入荷・出荷）、職員の出張（営業活動）や通勤、製造等に伴う廃棄物、販売した製品の使用及び廃棄などの各段階における排出量の合計量）について Scope3 基準等の国際基準との整合も図りつつ具体的な算定手法の検討を行う。この検討結果も踏まえ、サプライチェーンにおける排出量の削減について、ベースライン排出量（対策を実施しなかった場合の排出量）の算定手法等、削減量の算定に係る手法を検討し、いくつかの業種・企業を選定し、実際に削減量を算定し、サプライチェーン排出量の削減事業を実施することによって、サプライチェーンにおける効率的な排出量削減手法の評価及びその手法の確立を図る。

② サプライチェーン排出量等算定ガイドライン作成・排出量算定方法の精緻化

各カテゴリにおける算定方法の検討結果も踏まえ、サプライチェーン排出量等算定ガイドラインを作成する。また、算定方法の精緻化や精度の向上を図るとともに、業種固有の事情をまとめた業種別解説を作成する。

③ サプライチェーン排出量等見える化ツールの開発

サプライチェーン排出量等について、排出量及び事業者が実施した削減対策による削減量を算定できるよう、サプライチェーン排出量等見える化ツールを開発する。

④ サプライチェーン削減ポテンシャル推計事業

サプライチェーン全体で効率的な削減を図るため、事業者において把握・算定が困難な物流部門等のカテゴリにおける排出量について実測を行うことにより、精度の高い削減ポテンシャルの推計手法を確立する。

⑤ サプライチェーン排出量の削減に係る普及啓発

サプライチェーン排出量の削減に向けた取組を行うよう事業者を促すため、ガイドライン等の成果物や優良取組事例等をまとめた WEB サイトを開設するなどして普及啓発を行う。

(環境省24-3)

施策名	目標1-3森林吸収源による温室効果ガスの排出抑制				担当部局名	研究調査室	作成責任者名	研究調査企画官 福島 健彦		
施策の概要	京都議定書第一約束期間における温室効果ガスの吸収量として、京都議定書目標達成計画に記載されている目標である1,300万炭素トン(3.8%)を確保する。				政策体系上の位置付け	1. 地球温暖化対策の推進				
達成すべき目標	平成24年度までに我が国の森林の温室効果ガス収集量を1,300万炭素トン確保する。		目標設定の考え方・根拠	京都議定書目標達成計画	政策評価実施予定時期	平成25年6月				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
1 温室効果ガスの吸収量(CO2換算トン)	-	-	(H20~24平均)4,767万	H24年度	(H20~24平均)4,767万	-	-	-	-	京都議定書の目標達成計画(平成17年4月閣議決定策定、平成20年3月全部改訂)において、平成24年度までに、温室効果ガスの吸収量(CO2換算トン)を(20~24平均)4,767万トンとすることとされているため。
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)(百万円)		24年度当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等					
	22年度	23年度								
(1) 森林等の吸収源対策に関する国内体制整備確立調査費(平成11年度)	46(44)	29	23	1	<p><達成手段の概要> 森林等の二酸化炭素排出・吸収量の算定方法についてデータの収集や検討、修正を行う。また、吸収源分野のインベントリ(温室効果ガス吸排出量の目録)に関する国内検証体制の整備を行うとともに、国際交渉における論点の整理・分析を行う。</p> <p><達成手段の目標> インベントリ算定方法の改善・IPCC「2006年国別温暖化ガスインベントリーガイドラインに対する2013年追補:湿地」(平成25年度完成予定)の策定作業への貢献。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 我が国の吸収源活動が国際的に確実に認められ、京都議定書の目標達成計画が達成されるために、森林等の二酸化炭素排出・吸収量についてデータ収集等を行い、国際的なレビューを踏まえ、算定方法の改善等を行う。</p>					

(環境省24-4)

施策名	目標1-4市場メカニズムを活用した海外における地球温暖化対策の推進				担当部局名	市場メカニズム室	作成責任者名	市場メカニズム室長 上田 康治		
施策の概要	京都議定書目標達成計画に基づき基準年総排出量比1.6%に相当する京都メカニズムクレジットの確保を目指すとともに、海外における我が国の排出削減・吸収への貢献を適切に評価する新たなメカニズム(二国間オフセット・クレジット制度)を構築し、我が国の温室効果ガス排出削減の目標達成に活用する。				政策体系上の位置付け	1. 地球温暖化対策の推進				
達成すべき目標	平成25年度までに我が国のクレジット取得量(CO2換算トン)の累積量を約1億取得する。			目標設定の考え方・根拠	京都議定書目標達成計画	政策評価実施予定時期	平成25年6月			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
1 クレジット取得量(CO2換算トン)	-	-	(18年度から25年度までの累積量)約1億	H25年度	-	-	-	-	-	京都議定書の目標達成計画(平成17年4月閣議決定策定、平成20年3月全部改訂)において、平成25年度までにクレジット取得量(CO2換算トン)を(18年度から25年度までの累積量)約1億とすることとされているため。
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額) (百万円)		24年度 当初 予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等					
	22年度	23年度								
京都メカニズム運営等経費 (1) (平成14年度)	96 (85)	76	88	1	<達成手段の概要> 京都メカニズムの活用に必要な国別登録簿の運用・管理を継続的に行うとともに、気候変動に関する国際連合枠組条約事務局が主体となって作成された技術仕様の変更等へ適切に対応する。 <達成手段の目標> 京都議定書に基づき付属書 I 国に設置が義務付けられ、我が国の京都議定書の排出削減目標の遵守や、京都メカニズム活用の必要要件である国別登録簿の適正な運用等を行う。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・平成14年度末にプロトタイプ版を構築し、京都議定書の発効と同時に一部を運用開始。 ・平成20年初から京都メカニズムへの参加資格を得て、第一約束期間開始と同時に本格運用。 ・平成21年度に利便性向上等のためのシステム改修を実施。					

<p>(2) 京都メカニズムクレジット 取得事業費 (平成18年度)</p>	<p>21,412 (25,175)</p>	<p>8,168</p>	<p>3,979</p>	<p>1</p>	<p><達成手段の概要> 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)にクレジット取得を委託し、CDM・JI・GISプロジェクトによるクレジットをその種別等に応じて以下の形態から適切な手法を用い、効果的に取得する。 ①直接取得:個別プロジェクトを実施する民間事業者等と直接クレジット購入契約(分配契約)を締結する。②間接取得:クレジット購入契約(分配契約)等を有する民間事業者等との間でクレジット購入契約(移転契約)を締結する。③GISによる取得:日本国政府と京都議定書附属書B国政府とによる覚書等に基づき、附属書B国政府と排出割当量売買契約を締結する。 <達成手段の目標> 京都議定書の第一約束期間における削減約束に相当する排出量と同期間における実際の温室効果ガスの排出量との差分について、京都クレジットを活用。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 平成18年度から、ウクライナ、チェコといった東欧諸国とのGISや、中国、インドといった途上国におけるCDM案件について、各方面と契約を締結し、平成24年4月1日現在、総計約9,756万トン(CO2換算。うち移転実績総量8,959万トン)のクレジットを取得契約済み。</p>
<p>(3) 新たな国際排出削減・吸収クレジットメカニズムの構築等事業 (※「達成手段の概要」参照) (平成16年度)</p>	<p>825 (779)</p>	<p>2,991</p>	<p>3,184</p>	<p>1</p>	<p><達成手段の概要> ・新たなメカニズムや既存メカニズムの改善に関する知見を得るため、途上国等において、我が国企業が実施する具体の削減事業について、実現可能性調査を行う。 ・途上国に対し、新メカニズムに対応できる堅固な事業審査及び削減量の算定・報告・検証体制(審査・MRV体制)の構築支援を行う。 ・京都メカニズムの改善提案や、新たなメカニズムについて制度検討等を行う。 <達成手段の目標> 新たなメカニズムの構築に向けて、我が国の支援により途上国において人材が育成されるとともに、審査・MRV体制の整備を含む各種体制を整えること。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ○日本の技術、製品、企業活動の貢献が適切に評価されるよう新たなメカニズムを構築するために、途上国における案件発掘・形成のための人材育成支援、審査・MRV体制の構築支援を行う。 ○新たなメカニズムの構築やCDMの改善に関する知見を得るため、世界各地でMRVモデル実証調査や実現可能性調査等を行う。 ○アジアを中心とした途上国等政府機関に対し、CO2排出削減に係る具体案件を題材とし、地方政府・現地民間事業者に対する、案件発掘・形成能力向上を目的としたセミナーやワークショップを開催し、プロジェクト実施を促進・支援する。 ○途上国ごとの情報(窓口政府機関、プロジェクト承認基準、重点・有望プロジェクト分野、プロジェクト実施例、各国内の温暖化対策に関する最新の動き等)、メカニズムの運用ルールや国連での議論・結論に関する最新情報、日本政府による民間事業者への支援策に関する情報等を収集し、専用webサイトにおいて広く一般に提供するとともに、相談窓口を設け、我が国民間企業等からの基礎的な相談に応じる。</p>

<p>世界銀行市場メカニズム (4) 準備基金拠出金 (平成23年度)</p>	<p>-</p>	<p>300</p>	<p>300</p>	<p><達成手段の概要> 世界銀行市場メカニズム準備基金への資金拠出 以下の取組を行うための世界銀行市場メカニズム準備基金に対して拠出を行う。 ①途上国における排出削減プロジェクトの実施 ②技術的なフォーラム開催 ③市場メカニズムを活用した取組等をホスト国側で実施するための人材育成 ④関係者の知見共有支援 等</p> <p><達成手段の目標> 1 世界銀行市場メカニズム準備基金への拠出により、当該基金の意思決定に係る総会等における議論に参加し、市場メカニズムを活用した新たな国際的枠組みの構築を主導するとともにフォーラム等において我が国の提案する新たなメカニズムに関する情報発信を行い取組実施に向けた各国の理解を深めること等を通じて、世界規模での温室効果ガス排出削減に貢献することを目指す。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 当該基金に対しては、2012年6月現在で日本を含む先進9カ国が拠出を表明している。また、既に途上国15カ国が参加意思を表明しており、実施対象国として準備計画が承認されている。 本年、深セン(3月)で開催された特別総会及びケルン(6月)にて開催された第3回総会においても、積極的に発言を行い、議論の中心的役割を果たした。</p>
<p>CDMを利用したコベネフィット実現促進・支援事業 (5) (平成20年度)</p>	<p>704 (328)</p>	<p>857</p>	<p>515</p>	<p><達成手段の概要> 途上国が国内に抱える環境汚染の解決と、我が国の温室効果ガス削減対策としてのCDMクレジットの取得を実現するため、CDMを利用してコベネフィット効果を有する事業を支援する。具体的には、事業により発生するクレジットの50%以上を政府口座に無償移転することを条件に、初期投資額の1/2を補助する。また、現地での環境条件下において適用可能なコベネフィット技術の実証を行う実験施設の整備及びコベネフィット効果の観測、測定・検証・報告の普遍化、定型化の検討を行う。</p> <p><達成手段の目標> 1 CDMを利用したコベネフィット事業の推進</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 京都議定書目標達成のためのクレジットを安定的に取得するとともに、途上国において、我が国の環境技術を活用した環境汚染対策を推進する。さらに、排出量が伸びつつある途上国に対して、コベネフィット・アプローチによる具体的な事業支援を行うことにより、途上国の温暖化対策への理解や積極的な参加の促進に寄与する。</p>